

奈良県幼保連携型認定こども園審議会条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十七年二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十八号

奈良県幼保連携型認定こども園審議会条例の施行期日を定める規則

奈良県幼保連携型認定こども園審議会条例（平成二十六年十月奈良県条例第二十六号

）の施行期日は、平成二十七年三月一日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。